

## 宮城県 3 R 普及啓発等業務 仕様書

### 1 委託業務名

宮城県 3 R 普及啓発等業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 12 日（水）まで

### 3 業務目的及び概要

県では、「宮城県循環型社会形成推進計画（第 3 期）」（令和 3 年 3 月策定）に基づき、環境に配慮した行動が県民に定着及び拡大していくように啓発活動や環境教育の充実を図っている。

県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、東日本大震災の影響により増加した後、徐々に減少しているものの依然として高止まりで、また、全国平均を上回っており、ごみ減量化、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）、プラスチックごみや食品ロス削減の取組促進が課題となっている。

このような状況を踏まえ、県民を対象としたイベントへの出展による普及啓発を実施するとともに、小学生を対象とした教材（リーフレット）の製作・配布により、家庭でできるごみ減量化、3 R、プラスチックごみや食品ロス削減の取組に関する学びと実践を促すこととし、これに伴う全体の企画・運営業務を委託するもの。

### 4 業務内容

#### （1）3 R 普及啓発用教材（リーフレット）製作・配送

小学生向けの普及啓発用教材を製作し、県内すべての小学生に配布するとともに、学習後に応募された振り返りワークのとりまとめ及び抽選による景品の贈呈を実施するもの。

教材製作に当たっては、対象学年に応じて興味・関心を引き出しながら、楽しく、分かりやすく学ぶことができる内容を企画提案するとともに、学習後に取り組む振り返りワークについては、応募方法その他応募率を向上させるため工夫を提案すること。

#### イ 教材の内容等

##### （イ）小学校低学年向け

対 象	・ 小学 1～3 年生
内 容	・ ごみ減量化、3 R、プラスチックごみや食品ロス削減の重要性について、楽しく、分かりやすく学べること。 ・ 児童自身が家庭や学校で実践できる取組を盛り込むこと。 ・ 学んだことや児童自身の考え等を書き込む欄を設けるなど、児童が主体的に学習に取り組めるよう工夫すること。 ・ 教材の一部に、学習後に取り組む振り返りワークを設けることとし、ワークを実施後、応募に対して抽選で景品を贈呈する旨を記載すること。（応募方法については、はがきに加えてタブレットなどデジタル機器による方法を併用するなど、応募率向上に資する内容を提案すること。）

規格等	以下に準じて提案すること。 ①サイズ 仕上がりサイズA4 ②ページ数 4ページ以上（両面印刷） ③加工 2つ折り ④用紙 マットコート 110kg ⑤印刷・色数 オフセット印刷・4色フルカラー ⑥作成数量 59,000部
その他	・ 県ホームページに掲載するための教材 PDF データを作成すること。

(ロ) 小学校高学年向け

対象	・ 小学4～6年生
内容	・ ごみ減量化、3R、プラスチックごみや食品ロス削減の重要性について、楽しく、分かりやすく学べること。 ・ 児童自身が家庭や学校で実践できる取組を盛り込むこと。 ・ 学んだことや児童自身の考え等を書き込む欄を設けるなど、児童が主体的に学習に取り組めるよう工夫すること。 ・ 教材の一部に、学習後に取り組む振り返りワークを設けることとし、ワークを実施後、応募に対して抽選で景品を贈呈する旨を記載すること。（応募方法については、はがきに加えてタブレットなどデジタル機器による方法を併用するなど、応募率向上に資する内容を提案すること。）
規格等	以下に準じて提案すること。 ①サイズ 仕上がりサイズA4 ②ページ数 4ページ以上（両面印刷） ③加工 2つ折り ④用紙 マットコート 110kg ⑤印刷・色数 オフセット印刷・4色フルカラー ⑥作成数量 59,000部
その他	・ 県ホームページに掲載するための教材 PDF データを作成すること。

ロ 教材の配送・納品

作成した教材は、発注者と協議の上、県内全小学校（約400か所）に対し、令和6年11月15日（金）までに到着するよう配送を行うこと。配送に当たっては、発注者が提供する送付リスト（発送部数は学校ごとに異なる）に基づき、各学校の必要部数を仕分け、発注者が支給する添書及び教職員向けアンケート（1校当たり1部）を同梱すること。

なお、添書及び教職員向けアンケートは、発注者がPDFデータにより支給し、受注者が印刷することとする。

配送後に生じた残部及び教材PDFデータは、(3)に記載の期日までに発注者へ提出すること。

ハ 景品の選定・調達

振り返りワークの応募に対しては、抽選により景品を贈呈するものとする。景品は、小学生に適したもの（文房具等）であるほか、ごみ減量化、3R、プラスチックごみや食品ロス削減などの普及啓発及び具体的な行動につながることや、環境負荷低減やサーキュラーエコノミーに配慮して企画・製造された製品であることなどの選定の観点を明確にして提案し、発注者と協議の上決定し、受注者が調達すること。

なお、景品の当選数は100件とし、価格は1件当たり500円（税抜き）程度とする。

ニ 抽選及び景品の発送

応募期間は、教材の配送から2か月程度設けること。（例：教材納品が令和6年11月中旬の場合、応募期限は令和7年1月中旬とすること。）

応募先は受注者とし、応募期限から1か月程度の間景品の発送を完了すること。また、応募者の学年、居住市町村、記載内容、景品当選者及び発送状況等を取りまとめ、Microsoft Excel など編集可能なデータ形式で、(3)に記載の期日までに発注者へ提出すること。

※ (参考) 令和5年度応募数 940通

## (2) 3R普及啓発に関するブース出展の企画・運営

県が指定するイベントにブース出展し、県民を対象として、ごみ減量化、3R、プラスチックごみや食品ロス削減について普及啓発するもの。

※ (参考) 令和5年度ブース来場者数(2023 ふるさと名取秋まつり) 484人

### イ 出展イベント概要

(イ) 名称 (仮称) おおさき環境フェア

(ロ) 日程 令和6年11月9日(土) 午前9時頃から午後3時頃までを想定

※ 会場設営は前日の予定

(ハ) 場所 大崎市古川総合体育館(大崎市古川旭四丁目5番2号)を想定

※ ブースのサイズは、幅7.2m~10.8m×奥行3.6mで屋内を想定しているが、主催者(大崎市)と発注者の調整により10月頃に決定見込み。

(ニ) 対象者 一般県民(子ども含む)

(ホ) その他 主催者への出展申込みは発注者において行うものとする。また、悪天候等の事情により当該イベントに出展できなくなった場合は、発注者との協議により、代替イベントを指定する可能性がある。

### ロ 出展内容の企画提案

ごみ減量化、3R、プラスチックごみや食品ロス削減について普及啓発し、実践を促すため、次の内容を含むこととする。また、一般県民が興味を持ちやすいものと、子供向けの内容も準備するなど、幅広い世代に訴求できるよう工夫すること。

なお、企画提案内容の実施に当たり作成した制作物等は、(3)に記載の期日までに発注者へ提出すること。

(イ) 子供向け体験コーナー

プラスチックごみ削減や海洋プラスチック問題について、子どもが工作・製作等の体験を通じて学びを深めることができる内容を提案すること。

(ロ) パネル展示

発注者が指定し、受注者へ貸与するパネル(B1)4枚程度を掲示すること。

(ハ) むすび丸着ぐるみ着用・出演

ブースへの集客のため、発注者が貸与するむすび丸着ぐるみを着用して出演すること。出演は、ブース出展中1時間に1回程度行い、1回当たりの出演時間は概ね15分とする。

むすび丸着ぐるみは、身長157cm~172cmの者が着用することとし、出演に当たっては、別紙「仙台・宮城観光PRキャラクター「むすび丸」着ぐるみ貸出に係る取扱基準」の3貸出に係る適用ルールを遵守するとともに、県内外で愛されるキャラクターづくりを意識したパフォーマンスやファンサービスを行うよう工夫すること。

### ハ アンケート調査の実施

会場においてブース来場者を対象に、ごみ減量化、3R、プラスチックごみや食品ロス削減への関心や理解度等に関するアンケート調査を行うこと。調査項目は発注者と協議の上、決定するものとする。

アンケート回答者に対しては、先着300名にノベルティ(1名500円程度(税抜き))を配布す

ることとし、ノベルティは、ごみ減量化、3 R、プラスチックごみや食品ロス削減の普及啓発及び具体的な行動につながることや、環境負荷低減やサーキュラーエコノミーに配慮して企画・製造された製品であることなどの選定の観点を明確にして提案し、発注者と協議の上決定し、受注者が調達すること。

なお、アンケートの方法は、デジタル機器を活用するなど効率的な手法を提案することとし、回答結果は集計の上、ごみ減量化、3 R、プラスチックごみや食品ロス削減に関する意識変化や行動変容等について分析し、Microsoft Excel など編集可能なデータ形式で、(3)に記載の期日までに発注者へ提出すること。

#### ニ イベント会場でのブース等の準備・会場設営・撤去

会場内に口で示した内容の実施に必要なブース内の設営を行い、イベント終了後に撤去すること。運営に必要な機材については、受注者において、イベント主催者と調整の上、手配することとし、調整内容や経過については、随時、発注者に報告すること。

なお、ブース区画の設置・撤去についてはイベント主催者により行われ、また、長机及び椅子等の貸与については9月頃に主催者と調整の上、10月頃に詳細が決定される見込みである。

ブース出展時に発生した不要物については、受注者において、3 Rに配慮して適正に処理・処分を行うこと。

#### ホ 運営スタッフの確保・配置

ブース等の運営、むすび丸着ぐるみ着用・出演・アテンド、アンケート調査、ブース出展の記録及び会場の設営・撤去を行うために必要十分な人員を配置すること。

#### ヘ 運営マニュアル及び報告書の作成

次の構成により発注者と協議の上作成し、(3)に記載の期日までに発注者へ提出すること。

#### ト 開催後広報

ブース出展の状況、来場者の様子及びごみ減量化、3 R、プラスチックごみや食品ロス削減に関する県の取組について周知するため、開催後に実施する広報を提案すること。

提案に当たっては、地域情報 Web サイトや SNS 等から効果を勘案して広報媒体を選定するとともに、掲載記事等の作成イメージについて説明すること。

なお、実施回数は選定した媒体ごとに1回以上とし、実施時期はブース出展終了後1か月以内とするとともに、Web上の掲載期間は1か月以上を確保することとし、実施状況は(3)に記載の期日までに発注者へ提出すること。

#### チ その他

会場設備、会場運営に係る費用、画像等使用料、各種資料及び報告書作成費のほか、この業務に係る一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。

### (3) 成果品及び納入期日

成 果 品	提 出 期 日
3 R 普及啓発に関するブース出展に係る運営マニュアル (ブース出展概要、会場案内図、スケジュール、スタッフ一覧、 ブースレイアウト、当日準備資材等)	令和6年11月1日(金)
3 R 普及啓発用教材(リーフレット)配送後に生じた残部	令和6年11月15日(金)
3 R 普及啓発用教材 PDF データ ※ 県ホームページ掲載用	

3 R 普及啓発に関するブース出展の企画提案内容の実施に関する制作物等	令和6年12月23日（月）
3 R 普及啓発に関するブース出展に係る報告書 （運営マニュアルの構成、記録写真、ブース来場者数、アンケート集計結果・分析等） ※ アンケートの集計結果は、Microsoft Excel など編集可能なデータ形式でも提出すること。	
3 R 普及啓発に関するブース出展に係る開催後広報の実施状況報告書 （広報媒体、記事の概要、実施回数、実施時期、掲載期間等）	令和7年3月12日（水）
3 R 普及啓発用教材に係る振り返りワーク応募状況報告書 （学年、居住市町村、記載内容、景品当選者及び発送状況等） ※ Microsoft Excel など編集可能なデータ形式	
業務完了報告書	

（4）包括的事項

- イ 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続については、全て受注者が行うこと。
- ロ 本業務により作成した成果品に関する著作権は、宮城県に帰属するものとする。

5 その他

- （1）受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- （2）契約締結後速やかに業務に着手し、委託業務の進行状況については、随時発注者に報告すること。
- （3）自動車を使用する場合は、駐停車中の不要なアイドリングの停止を図り、効率的な車両運行計画を策定すること。また、車両は環境負荷のより少ない車両（適切な大きさの車両、燃料）を使用すること。
- （4）廃棄物が発生する場合は、廃棄物の発生抑制に努めるとともに適正に処理すること。
- （5）業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- （6）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、指示を受けること。

# 仙台・宮城観光PRキャラクター「むすび丸」着ぐるみ貸出に係る取扱基準

平成21年6月2日制定

平成25年9月5日改訂

令和4年5月11日改訂

令和6年4月9日改訂

本基準は、仙台・宮城観光PRキャラクター「むすび丸」の着ぐるみ貸出に係る使用方法等の基準を定め、広く県民に愛されるキャラクターとして品質管理、各使用者における快適な使用を担保することを目的とする。

## 1 基本的事項

- (1) 仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会は、「むすび丸」着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を、協議会会員(以下「会員」という。)が行う事業のうち、原則として、観光PRや地域間交流等のイベント、仙台・宮城の魅力を広くPRするイベント等で使用されると協議会事務局(以下「事務局」という。)が判断し、「仙台・宮城観光PRキャラクター」の活動として適当と認める限り、貸出を行う。
- (2) 「むすび丸」が、宮城県の知名度向上に寄与し、本県へ誘客を促すキャラクターであることに十分配慮し使用を希望する会員に対して貸出を行う。

## 2 申込・返却手続き

- (1) イベント等で使用を希望する会員(以下「申込者」という。)は、事務局に電話等で連絡をし、予約をすること。
- (2) 予約完了後、むすび丸借用申込書(指定様式)をメールまたはファクシミリで事務局あてに提出し、事務局が受理した時点で申込みの完了とする。申込みの完了により、申込者は着ぐるみ使用者(以下「使用者」という。)として責任をもって管理等を行うものとする。
- (3) 使用日より1週間前になっても申込みが完了していない場合は、予約がキャンセルされたものと取り扱う。
- (4) キャンセルによる損害、トラブル等については、事務局は一切責任を負わない。
- (5) 着ぐるみの受取及び返却は、事務局(宮城県観光戦略課内)にて行う。  
但し、配送による受取及び返却を使用者が希望する場合で、配送料を使用者が負担する場合はこの限りでない。
- (6) 事務局及び使用者は返却時において、貸出品不足の無いこと及び破損・汚損の有無を確認する。使用者の責任による貸出品の紛失や破損・汚損があった場合には、使用者の負担により修繕、クリーニングを行う。受取後返却前において生じた破損等は使用者の責任によるものと推定する。

## 3 貸出に係る適用ルール

### (1) 基本ルール

- ① 着ぐるみ着用についてのSNS等への書き込みをアクター(演者)、アテンダント(介添者)、イベントスタッフを問わず一切禁止する。 イベント等の告知や報告でSNS等へ書き込む場合は、事前に事務局へ連絡すること。

- ② キャラクターの登場を事前に告知する場合には、必ず「仙台・宮城観光PRキャラクター むすび丸」と明示すること。
- ③ 個別企業(団体)の直接的な宣伝になる使用は禁止する。
- ④ 着ぐるみは、むすび丸着用見本(別添)のとおり着用することとし、着崩しや部品未着での使用は絶対に禁止する。
- ⑤ 使用後は消臭剤(無香料)を使用するなど、着ぐるみの衛生状態維持に努めること。

## (2) アクターについて

- ① アクターは、使用者である会員の職員・社員とする。但し、やむを得ない事情があると事務局が認めた場合はこの限りではない。その場合であっても、使用者がアクターを管理監督することとし、使用に係る責任の一切は使用者が負うものとする。
- ② キャラクターの統一感創出の観点から、アクターは身長が155cm 以上172cm 以下のものに限る。

## (3) 着用等について

- ① 公衆の面前における着ぐるみの着脱を禁止する。
- ② 使用者は控室における写真撮影を禁止し、スタッフ等に遵守させること。
- ③ アクターは、原則、肌を露出しない恰好とする。必ず頭部に手ぬぐい等を巻き、長袖長ズボンと手袋を着用する。

## (4) 出演(出陣)時の注意

- ① 着用中において、体調不良等の緊急事態を除いてアクターの発声は、これを禁止する。
- ② アクター及びアテンダントはお客様に不快感を与える行為、行動を絶対しないこと。特に、驚かせたり抱きついたりするなどの行為は、絶対に禁止する。
- ③ 使用者は、アクターの体調管理に十分留意し、事故のないようイベントの運営等を行うこと。
- ④ 使用者は、出演時にアクターの体調に異常が生じた場合には、以後予定している出演時間にかかわらず、出演を見送ることとし、イベント会場内等でお客様に対し出演中止を告知し、混乱を生じないように十分な対応を行うこと。  
但し、アクターの変更により出演が可能な場合にはこの限りではない。

## (5) 出演(出陣)スケジュール

- ① 1回の出演は概ね30分程度とし、アクターの体調管理には万全を期すこと。
- ② 出演時間の当日変更は、雨天等やむを得ない事情がある場合を除いては禁止する。変更する場合には、事前に事務局に連絡を入れることとし、事前連絡が困難な場合であっても、事後に必ず変更後の時間を事務局に報告すること。

## 4 その他

本基準に照らし、逸脱した使用事例があった場合には、事務局は使用者に対し、即時使用中止を命じるとともに、以後当該使用者への貸出は行わない。

事務局連絡先:022-211-2895(平日8:30~17:15)